

(内閣委員会)

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)

(衆議院提出)要旨

本法律案は、インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用した詐欺等の犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定め、預金口座等の不正な利用の防止を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改める。

二、目的規定に「預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める旨及び「預金口座等の不正な利用の防止」を図る旨を追加する。

三、次に掲げる者について、五十万円以下の罰金に処する。

1 他人になりすまして預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、預貯金通帳等の譲受け等をした者

- 2 相手方に1の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等の譲渡し等をした者
- 3 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等の譲受け等をした者
- 4 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等の譲渡し等をした者
- 四、業として三の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 五、三の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘等をした者も、五十万円以下の罰金に処する。
- 六、本法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。